

広島県選挙管理委員会告示第八十六号

令和三年十一月十四日執行の広島県知事選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定により候補者一人が支出することのできる選挙運動に関する支出の金額は、次のとおりである。

令和三年十月二十八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

金 額 四〇、四八一、四〇〇円